

センターからのお知らせ

令和4年10月から

# 新たなポイントサービス

が始まります！

## 新サービスの特長

- 1 旧制度で対象外となっていた電子申請もポイントの対象になります
- 2 ポイントの付与方法が、件数ベースから手数料ベースに変わります
- 3 ポイント交換に手続きや窓口へ出向いていただく必要はありません

## 新サービスの概要

### ○ポイントの対象業務

建築基準法に基づく確認申請※、中間・完了検査申請、仮使用承認申請

※ 確認申請には計画変更を含みます。

### ○ポイントの対象者

各業務（申請）の代理者が所属される法人※または建築士事務所の開設者

※ 法人には支店等を含みます。

### ○ポイントの付与方法

- ・ 1年間の申請手数料合計額に応じて、1万円当たり1ポイントを付与
- ・ ポイントの対象期間は10月から翌年9月まで（業務の引受期日が基準）

### ○ポイントの還元方法

- ・ 累計ポイントに応じて、30ポイントあたり3,000円相当のギフト券と交換
- ・ ギフト券は、センターからご利用者にお渡しします（手続き、来所不要）

### ○その他

- ・ ポイントは対象期間内のみ有効で、期間外に持ち越すことはできません
- ・ 令和4年9月までの「ポイントカードサービス」によるポイントは、新サービスで利用することはできません

### <ご連絡・お問い合わせ先>

一般財団法人滋賀県建築住宅センター  
〒525-0050  
滋賀県草津市南草津三丁目12番6

TEL 077-569-6501(代)  
FAX 077-569-6561  
e-mail info@zai-skj.or.jp  
URL https://www.zai-skj.or.jp

○制度全般については…  
企画運営本部企画推進課へ  
○取得ポイントについては…  
総務部総務課へ